

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年1月31日作成)

法令名	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
根拠条項	第7条の3第1項
処分の概要	米穀出荷販売事業者の遵守事項違反に関する改善勧告
法令の定め	第7条の3第1項 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が前条の農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その業務の方法を改善すべきことを勧告することができる。 〔第53条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。〕
処分基準	改善勧告 米穀の出荷又は販売の事業を行う者が農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるとき。
処分担当課	農政部生産振興局農産振興課（調整係）（電話番号：011-204-5982）
問い合わせ先	農政部生産振興局農産振興課（調整係）（電話番号：011-204-5982）
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html</a> ）